

平成一六年三月完成八戸公共職業安定所

地域の人々に親しまれる

今号の記事

- •保全ニュース50号発行にあたり
- 保全のあゆみ
- 宮城沖地震は本当に来るの!?
- 保全スタッフ紹介
- 建築基準法・官公法が改正
- 電力小売りの自由化とは
- 施設管理情報

発行:国土交通省東北地方整備局 営繕部

「保全ニュース50号」発行にあたり

官庁施設管理官 阿部貞一



保全ニュース創刊号が発行されたのは、平成2年12月5日です。その内容は

- 「保全ニュースの創刊にあたって」
- 「第8回官庁施設保全連絡会議開催」
- 「外壁タイル等の落下防止に関する調査(二次点検)が実施される」
- 「冷凍機における特定フロン対策の手引きが発刊される」
- 「外壁タイル等の落下物対策の動向について」
- 「電気事故について」等でした

2号が平成3年4月30日、3号が平成4年5月12日と当時は、白黒のコピー版で年に1回で発行しており内容も盛りだくさんでした。

最近は内容も絞り込み、写真や図等を用いて保全用語の解説を行う等、一般の方にも理解しやすく表現されている様になったと思っています。

一方、保全の歴史は、昭和57年に「国家機関の建築物等の保全に関する技術的基準の 実施について」が制定され、これにより各施設の保全についてお願いしてきたところです。

今回新たに平成16年度から営繕組織の改正により、「工務検査課が技術・評価課」

「営繕監督室が保全指導・監督室」「保全係は保全指導係」となり「保全指導・監督室」に移行されました。また、「営繕監督官は保全指導・監督官」となり、保全指導全般について協力体制が一段と強化され整ってきました。

平成 16 年 5 月 25 日には建築基準法が改正され、従来は一定の用途及び規模の建築物について民間施設のみを定期点検の義務及び報告を求めていましたが、今後は国、都道府県及び建築主事を置く市町村の所有する建築物についても定期点検が義務付けられました。

更に「官公庁施設の建設等に関する法律」も改正され、国家機関の建築物は「建築基準法」で対象とされた一定規模よりも小さい施設についても定期点検が義務付けられました。また、国土交通大臣は各施設の管理者から定期点検の結果について報告を求めることができ、必要に応じ管理者に是正を勧告することが可能になりました。

これにより、殆どの国家機関の建築物が保全実態調査の対象施設となり、保全指導の対象建物が大幅に増えて、益々、保全指導業務が重要になってきました。

建物を造ったら、それを良好に維持していくために保全業務は必要なことです。 施設管理者(保全担当者)になって初めて聞く用語などもあることと思います。

保全ニュースは、直接施設を管理している方々が、保全業務を行い易くするために様々な情報をお知らせして、少しでも保全業務の参考に成ればと考えております。

そして、これから100号200号と継続していきたいと思いますので、ご意見等を宜 しくお願いします。



保全のあゆみ

東北地整の保全指導体制と、保全ニュースの 歴史を振り返ります。

保全指導年表

- 1979.1 「官庁施設の保全のための方策に関する答申」を建築審議会が提出。
- 1982.4 建設省東北地方建設局営繕部工務検査課に、保全係が設置される。
- 1982.5 保全の技術的基準が、建設大臣官房官庁営繕部より各省庁へ通達。
- 1983.7 東北地区保全連絡会議の開催が始まる。
- 1987.4 保全実態調査が始まる。
- 1990.5 保全ニュース創刊。
- 1992.4 営繕部に官庁施設管理官が新設される。
- 2001.1 省庁再編により、国土交通省東北地方整備局となる。
- 2003.4 青森・秋田の両営繕工事事務所が、「営繕事務所」に名称変更。
- 2004.4 営繕部組織改編。保全指導業務は保全指導・監督室へ移行。
- 2004.5 建築基準法・官公法が改正。

白黒コピーで作成していた創刊号と比べると、だいぶ「刊行物らしく」なりました。 しかし、今もレイアウトや説明イラストの作成などは東北地整営繕部の職員が自前で 行っており、毎号頭をひねったり抱えたりして作成しています。 これからも "手づくりの味わい"

保全ニュースをよろしくお願いします。

保全ニュースは ホームページ にも掲載しています。

http://www.thr.mlit.go.jp/tohokunet/seibi/hozen/hozen.html





保全用語辞典



話題の解説



印刷版のバックナンバーをダウンロード可能 (PDF形式です)



創刊号



10号(H6.7) 改修事例紹介



21号(H9.1) 手書きイラスト



30号(H11.7) 随筆も掲載



40号(H14.1) 紙質・画質が向上

宮城沖地震は本当に来るの!?



保全指導・監督室長 菊池豊三

去年の5月26日の三陸南地震から1年になります。早いものですね。

昔から地震は忘れた頃に来るとよく言われていますが、宮城沖地震は本当に本当に来るのでしょうか?

H15は地震の当たり年

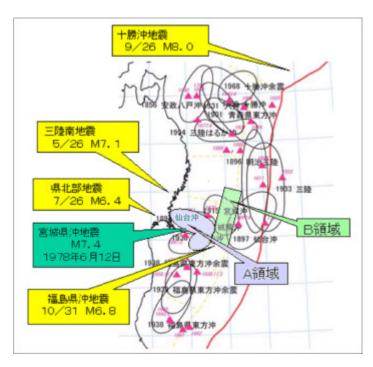
それでは、最初に昨年はいったいどの様な年だったのか? 気象庁などの発表記録をベースにして振り返ってみましょう。

平成15年に宮城県周辺で27434回の地震が観測されています。このうち、体に感じる有感地震は878回で平成14年は105回、M5以上の地震は17回で平成14年は7回、M3以上の地震は116回で平成14年はたったの14回のみ観測されています。平成14年と比較すると平成15年はいかに地震が多かったか、地震の当たり年だったことが解ると思います。

特に7月26日の県北部地震では、震度6以上の地震が1日に3回もあり、歴史に残る 記録的な地震になりました。

そして、9月26日にM8.0の十勝沖地震が発生して、奇数月の26日に、まさかの3回連続で地震が来るという考えられない事が起きました。

その5日後にM6.8の福島県沖地震が発生し、津波が観測されています。



震源になるのはどこか

左図は、東北地方太平洋側の主な過去の地震震源地をプロットしたものです。十勝沖と宮城沖及び福島沖の3カ所に集中していますが、昨年の主な地震4件を同様にプロットすると過去の地震が集中した3カ所に隣接していることが解ります。

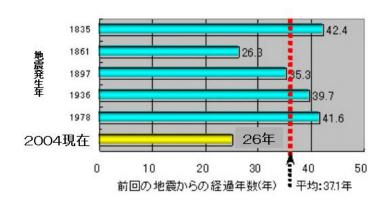
ところで、下図にA領域とかB領域とか示されていますが、何か。解りますか?

これは、近い将来予測されている宮 城沖地震の震源位置を予想している ものです。 2 6 年前の地震は A 領域内で起きています。昨年の福島沖地震は B 領域の南端で起きた事が注目されています。

近い将来予測されている宮城沖地震の大きさですが、A領域内ではM7.5程度ですが、B 領域内の地震と連動して起きるとM8.0前後と大地震になることが予想されています。

2 6 年前の地震のM7.4 と地震波エネルギーで比較すると、M7.5 で 1.5 倍になりM8.0 で 6 倍になります。大きな津波の発生も心配されています。

宮城県及び仙台市の被害 予測調査においても、A領域 単独とA及びB領域連動型 に分類して被害予測をして います。



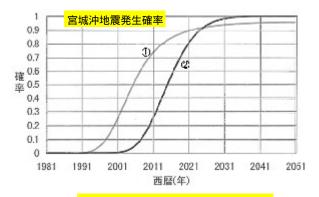
発生周期は約37年

それでは、近い将来予測さ

れている宮城沖地震は、具体的にいつくるのでしょうか?

右表は、過去に宮城沖地震であった と考えられる地震の発生周期を表わ しています。

最長で43年、最短で26年、平均で37年であり、前回の地震から既に26年経過しているので、いつ来てもおかしくないといわれています。



10年後までに発生する確率の時間推移 集積確率の時間的推移

発生確率は99%

国の地震調査研究推進本部で日本

全国の地震について発生確率を発表していますが、宮城沖地震の発生確率の時間推移をまとめたのが右図ですが、10年以内に発生する確率は39%、20年以内では88%、30年以内では99%になっています。

日本全国の地震の中でも宮城沖地震の発生確率はその中で最も高くなっています。



保全指導 監督室

022-225-2171

(東北全域)



糸井室長補佐



佐藤 保全指導 整督官



福島 保全指導係長

宮城 福島地区)



星 保全指導 整督官



佐藤 工事係長

私たちが、施設管理者の皆様ををサポート致します。

東北地方整備局 営繕部では、施設管理担当者の皆様等に密着した保全指導を行っていきたいと考えています。

そこで保全指導・監督室及び各事務所にて 窓口となる 担当者を紹介致します。

窓口は、この顔です。

青森営繕事務所 017-773-2407

(青森 岩手地区)



渋谷 技術課長



森田 保全指導·監督官



工藤 技術係長

秋田営繕事務所

018-862-5771 (秋田 山形地区)



小松 技術課長



佐々木 保全指導 整督官



三上 技術係長

保全関連法律動向



建築基準法・官公法が改正

平成16年6月2日、建築基準法並びに官公庁施設の建設等に関する法律(以下、官公法)の改正が公布されました。施行日は公布から1年以内となっています。

今回の改正は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の更なる確保を目的としたものです。ここでは改正内容のうち、施設管理に関係の深い、建築物の定期点検義務化について以下に抜き出しました。なお、詳細については各法律をご確認下さい。政令等が改正された際には、順次誌上にて報告します。

国の建築物の定期点検義務化に関する改正内容

下線が引いてある政令、省令及び基準については現在改正準備中です。

表:定期点検について、各法が対象とする国の建物

| 劇場、病院、共同住宅、学校、体育館、展示場、倉庫、 | 合同庁舎、法務局など、事務所またはこれに類する |
|---------------------------|--------------------------|
| 自動車車庫などの用途の建築物 | 用途の建築物 |
| 《建築基準法別表第一(い)欄の用途》 | |
| 上記の用途に用いる床面積の合計が、100㎡を超 | 上記の用途で、5階建て以上かつ、延べ床面積が |
| える建物。 | 1,000㎡を超える建物 |
| | 官公法の <u>政令</u> で定められた建物。 |
| | (建築基準法による点検対象は除く) |
| 【建築基準法による点検対象】 | 【官公法による点検対象】 |
| 規模が上記に満たない建物は適用外 | 規模が上記に満たない建物は適用外 |

戸建て住宅など、その他の用途の建物は、規模に関わらず点検対象にはなりません。

建築基準法

点検の時期や内容については、国土交通省令による。

- ・対象建物:表を参照
- ・点検を行う者:一級建築士、二級建築士、国土交通省令に定める資格を有する者。
- ・点検結果の報告:建物がある地域を管轄する県または市町村から、報告を求められる場合があります。
 - 注)上記は国、都道府県又は建築主事を置く市町村が管理する建築物の場合です。建築主事を置かない市町村や民間等の建築物の場合は、定期に調査又は検査を行い、結果を特定行政庁に報告しなければなりません。

官公庁施設の建設等に関する法律

点検の時期や内容については、<u>国土交通省令</u>による。

- ・対象建築物:表を参照
- ・点検を行う者:一級建築士、二級建築士、国土交通省令に定める資格を有する者。

今後、国土交通省令が改正されることで、国の建築物の多くは建築基準法または官公法のいずれかに基づき、定期点検が義務付けられる予定です。一般的な事務庁舎の場合、その多くは官公法に基づいた点検を行うことになります。

国土交通省は官公法に基づき国の建物の保全について基準を定め、必要に応じて勧告や報告の請求等を行います。

保全関連法律動向



電力小売りの自由化とは

関係あるのかな?

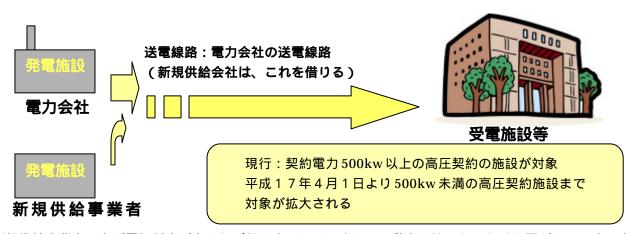
電力供給の自由化がはじまっています。

今年度4月1日から、契約電力が500kW(キロワット)以上の高圧受電 4契約者に、電力供給小売の自由 化が実施されました。

さらに平成 17 年 4 月 1 日には、契約電力が 5 0 0 k W未満の高圧受電契約の施設でも電力小売の自由化の対象に なる予定です。

そこで、この電力小売りの自由化について簡単にまとめてみました。

電力の自由化は、東北電力と新規供給事業者の競争が始まることを意味しています。



新規供給事業者の方が電気料金が安ければ得をするわけですから、動向を注目しておく必要があります。今後、 適宜情報を提供していきたいと考えておりますので宜しくお願いします。

- 注):電力契約の種別上の高圧・低圧等の区分について。 (交流の場合)
 - 1: 高圧受電とは、受電電圧が600V を超え7000V 以下
 - (・施設には、受変電設備が必要・6000V等)

施設管理情報

東北地方整備局では、施設管理に関する注意事項や機器の不具合情報について、事務連絡文書として随時、 情報提供を行っています。平成15年度に送付したのは次の3件でした。確認の意味で掲載します。

| 日 付 | 件名 |
|--------------------------------|------------------------------|
| 平成15年10月24日 | 昇降機設備(エレベータ)の定期点検等の徹底について |
| 平成16年 2月17日 松下電工㈱製照明器具の不具合について | |
| 平成16年 2月25日 | 高圧受電需要家における引込み負荷開閉装置の不具合について |

事務局

東北地方整備局 営繕部 保全指導·監督室 保全指導係 〒980-8602 仙台市青葉区二日町9-15 TEL022-225-2171 (内線5536)

ホームページ http://www.thr.mlit.go.jp e-mail71° レス kantoku@thr.mlit.go.jp 宮城県、福島県担当 東北地方整備局 営繕部 保全指導・監督室 〒980-8602 仙台市青葉区二日町9-15

TEL 022-225-2171 (内線5536) 青森県、岩手県担当 東北地方整備局 青森営繕事務所

〒030-0801 青森市新町2-4-25

TEL 017-773-2407, 2408 秋田県、山形県担当 東北地方整備局 秋田営繕事務所

〒010-0951 秋田市山王7-1-4

TEL 018-862-5771